許可番号 04422007646

産業廃棄物処分業許可証

住所　大分県大分市豊海二丁目４番１２号

氏名　株式会社ＥＣＯＳＳ

代表取締役　今中　哲也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事　佐藤　樹一郎

許可の年月日　令和5年9月29日

許可の有効年月日　令和10年9月28日

１．事業の範囲

事業の区分

中間処理（選別、圧縮・梱包）　以下余白

産業廃棄物の種類

選別　廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、がれき類

圧縮・梱包　廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）

（以上7種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。
含む：石綿含有産業廃棄物（選別）
含まない：石綿含有産業廃棄物（圧縮・梱包）、
水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

２．事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類　選別施設(固定式)
設置場所　大分県速見郡日出町大字藤原字前大津4936番583
設置年月日　平成15年9月10日
処理能力　10ｔ/日(8時間)
産廃の種類　廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、がれき類

(2) 施設の種類　圧縮・梱包施設(固定式)
設置場所　大分県速見郡日出町大字藤原字前大津4936番583
設置年月日　平成20年7月27日
処理能力　96ｔ/日(8時間)
産廃の種類　廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）

３．許可の条件

なし

以下裏面へ続く

４．許可の更新又は変更の状況

平成15年9月29日　　産業廃棄物処分業許可
令和5年9月29日　　産業廃棄物処分業更新許可

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無

(有)・無